

## 保育所・幼稚園等の利用者負担軽減について

国の平成28年度予算案において、幼児教育無償化に向けた取組みの一環として、保育所・幼稚園等の利用者負担軽減措置がなされる方針が示されたことに伴い、本市の保育料、就園奨励費補助金にも変更が生じますので、お知らせいたします。

### 制度変更の概要

年収約360万円未満の世帯を対象として、次のとおり保護者負担を軽減

#### 1 保育所、認定こども園等の給付対象施設の保育料

##### (1) 多子世帯の保護者負担軽減拡充

第2子半額、第3子以降無料となるきょうだいの年齢制限を撤廃

1号認定子ども 小学校3年生まで → 撤廃

2・3号認定子ども 小学校就学前まで → 撤廃

(きょうだいの同時入所要件もあわせて撤廃)

##### (2) ひとり親世帯等の保護者負担軽減拡充

第1子：全額 → 半額\*

第2子：半額  
第3子以降：無料 } → 第2子以降を無料

\*1号認定子どもの一部階層においては半額以下

#### 2 私立幼稚園の就園奨励費

##### (1) 多子世帯の保護者負担軽減拡充

1 (1) の1号認定子どもと同じ

##### (2) ひとり親世帯等の保護者負担軽減拡充 (補助単価増額)

市民税所得割非課税世帯 (B階層)：第1子から無料

年収270～360万円世帯 (C1階層)：1 (2) と同じ

※就園奨励費における「無料」とは、年額333,000円を支給することを指す。